第四十五条の三　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（中央委員会の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［２～６　略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による審問期日外の証拠調べ）

第四十六条の二　第四十一条の三の規定は、前条の規定により行う証拠調べについて準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人の尋問）

第四十六条の三　裁定委員会は、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、参考人の尋問をすることができる。

２　前項に規定する方法による尋問は、参考人を裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてする。

３　第一項に規定する方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の参考人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

４　第四十一条の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法による尋問をする場合について準用する。

（映像と音声の送受信による当事者の尋問）

第四十六条の四　前条の規定は、当事者の尋問について準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による鑑定人の意見）

第四十六条の五　裁定委員会は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

２　前項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、鑑定人を裁定委員会が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

３　第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

４　第四十一条の三第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

第四十五条の三　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（中央委員会の使用に係る電子計算機と文書等の写しの提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［２～６　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］